

令和3年第3回穴水町議会6月定例会議録

招 集 年 月 日 令和3年6月10日 (木)

招 集 場 所 穴水町議会議場 (町情報センター 2階 研修室)

出 席 議 員 (10名) 議長 吉 村 光 輝 副議長 佐 藤 豊

2番 湯 口 かをる 7番 伊 藤 繁 男

4番 田 方 均 8番 小 泉 一 明

5番 山 本 祐 孝 9番 小 坂 孝 純

6番 大 中 正 司 10番 浜 崎 音 男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町	長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育	長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課	長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課	長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課	長	佐 藤 栄	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課	長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課	長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い 健 康 課	長	笹 谷 映 子	事 務 局 長	東 重 雄
い 健 康 課	長	笹 谷 映 子	上 下 水 道 課 長	
ふ 福 祉 課	長	荒 木 秀 人		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 主任 木場 早雪 主事補 松本 夏子

令和3年第3回穴水町議会6月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	6月10日	木	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議員提出議案等の提案理由の説明 第5、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第2日	6月11日	金		休 会
第3日	6月12日	土		休 会
第4日	6月13日	日		休 会
第5日	6月14日	月		休 会
第6日	6月15日	火	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第7日	6月16日	水	午前10時	教育民生常任委員会
			午後1時30分	総務産業建設常任委員会
第8日	6月17日	木		休 会 (各常任委員会予備日)
第9日	6月18日	金	午前10時	(本会議再開) 第1、付託議案等の委員長報告 第2、委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、各常任委員会委員の選任 第5、議会運営委員会委員の選任 第6、広報編集特別委員会委員の選任 第7、諸般の報告 第8、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の選挙 第9、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の9件であった

- 議案第29号 令和3年度穴水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和3年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和3年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 令和3年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 穴水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 穴水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 「平成31年度穴水町防災情報伝達システム整備工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について

町長から本会議に提出された報告は、次の7件であった

- 報告第3号 令和2年度穴水町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告について
- 報告第4号 令和2年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について
- 報告第5号 令和2年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について
- 報告第6号 令和2年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
- 報告第7号 令和2年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について
- 報告第8号 穴水町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第9号 穴水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

本会議に提出された議案は、次の1件であった

- 発議第1号 穴水町議会会議規則の一部を改正する規則について

本会議に提出された議会報告は、次の2件であった

- 議会報告第2号 例月出納検査の結果報告について
- 議会報告第3号 令和3年度（一財）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業計画書及び予算書の報告について

◎議事日程

- 日程第 1、会議録署名議員の指名
- 日程第 2、会期の決定
- 日程第 3、町長提出議案等の提案理由の説明
- 日程第 4、議員提出議案等の提案理由の説明
- 日程第 5、諸般の報告

議 事 の 経 過

◎開会

(午前 10 時 00 分開会)

○議長（吉村光輝）

開会に先立ち、議場における新型コロナウイルス感染防止対応について報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う石川県緊急事態宣言の発出及び蔓延防止等重点措置の適用は 13 日に解除される見通しですが、これまで同様に本会では感染予防の観点から、議場前に備え付けた消毒液の利用、マスク着用や咳エチケットの徹底のほか、発熱等の症状がある場合は、出席を見合わせることをお願いしています。

傍聴についても同様の対応とし、傍聴者数は密集を避けるため、先着 10 名に制限しています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

報告は以上です。

それでは、ただ今から、令和 3 年第 3 回穴水町議会 6 月定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は 10 名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉村光輝）

これより、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番大中正司君及び8番小泉一明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉村光輝）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月18日までの9日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月18日までの9日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認ください。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、町長提出議案9件、報告7件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

石川町長。

○町長（石川宣雄）

本日ここに、令和3年第3回穴水町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年春に続き2度目の「石川緊急事態宣言」が5月9日に発出され、同14日には感染の拡大を示す「石川県まん延防止等重点措置」が初めて石川県を対象地域として指定されました。

本町では5月21日を最後に感染者は確認されておりませんが、近隣においては、大規模なクラスターが発生するなど、依然として油断の許さない状況が続いており、引き続き感染拡大防止に取り組んで行かなければならないと感じております。

また、5月11日から開始いたしました65歳以上の高齢者を対象としたワクチンの接種状況につきましては、町内の開業医の皆様の全面的なご協力をいただいたことで順調に行われており、昨日9日現在2,672人、率にして68%の方が1回目の接種をいたしました。

7月中旬にはほとんどの65歳以上の希望者への接種が終了する予定としております。

さらに、今後64歳以下の方々につきましても、6月下旬に接種券を郵送し、クラスターの発生防止の観点から、学校、保育園、障害者支援施設などに従事する方々を優先して接種するほか、基礎疾患のあるの方々についても優先して接種することといたしております。

なお、64歳以下の町民の方々への接種につきましては、接種する方の利便性を考慮し、医療機関での個別接種とは別に、新たに文化センターを会場として土曜、日曜の休日に1日あたり400人規模の集団接種を開始する計画にしており、8月中には希望する全町民の接種を完了する予定となっております。

次に、経済対策として、4月臨時会で決議いただいた町民1人当たり5千円の「商品券」につきましては、「石川県緊急事態宣言」が終了する6月14日から利用できるように配布の準備を進めており、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる町内の消費を少しでも下支えできればと期待をいたしております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案9件、報告7件について説明いたします。

はじめに、議案第29号から第32号までの令和3年度補正予算についてであります。

本年度の一般会計当初予算につきましては、町長職務代理者での事情を勘案し、経常的経費を主とした骨格予算として編成したことから、6月補正予算は、政策的経費や経済対策関連事業を中心に肉付予算として措置したところであります。

議案第29号「令和3年度穴水町一般会計補正予算(第2号)について」であります。歳入歳出それぞれ2億8,214万3千円を追加し、総額を68億3,314万3千円とするものであります。

現在、コロナ禍という非常事態にあります。ワクチン接種も始まり、年度後半には通常に近い状況に回復すると予想される中、これまで進めてまいりました過疎化や少子高齢化対策を中心とした、「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である4本の柱に沿って、施策の実現を図ってまいります。

最初に、総合戦略の基本目標の1つの柱である「移住・定住施策の推進」についてですが、コロナ禍で都市部の人口は昨年7月から転出超過に転じ、テレワークの定着や田舎暮らしへの憧れから30代から40代の若者たちの地方への移住に関心が高まっているところであります。

本町でもこれまでに「定住促進奨励金」や「若者ふるさと就職促進奨励金」などの様々な移住施策に取り組み、一定の成果が上がっておりますが、今回その施策のひとつである「Iターンファミリー移住暮らし応援補助金」について、その対象者を広げ、支援額を増額するほか、新たにシングルペアレントを限定とした「就職インターン事業」や「地域おこし協力隊の募集」など、他にない視点で移住定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」についてであります。

これまでも、出生数の増加による人口構造の若返りを進めていく必要があることから、若い世代が安心して結婚・出産・子育てできる環境整備に取り組んでまいりましたが、更にその施策の充実を図ってまいります。

新婚世帯への支援については、新年度からは国の補助金を活用し、新居への引越費用や敷金・礼金、住宅取得費用などについても支援することといたしておりましたが、さらに町独自で、所得制限をなくすことで、結婚を希望する若者の経済的な不安を軽減し、結婚を希望する人が希望する年齢において結婚が叶えられる環境を整備してまいりたいと考えております。

また、職員提案から採択いたしました「妊娠まるっとサポート事業」につきましては、妊娠期から出産期までの必要とする医療費や通院費用を幅広く支援する事で、安心して出産できる環境を整えることといたしました。

さらに「出産祝金」につきましても、県内の市町で最大の支援制度に拡充し、1子目10万円、2子目20万円、3子目30万円、4子目以降は50万円とすることで、若者世代の子育てに対する経済的な後押しをいたしたいと考えております。

子育て環境についてであります。4月に保健センター内で「子育て世代包括支援センター」が稼働し、現在、その機能である子育てファミリーの受け皿として順調に運営いたしております。

一方で、もう1つの受け皿である民間の保育所等については、慢性的な保育士不足が続いており、今回、その解消策として「新規就業支援」の拡充を図るとともに、新たに「奨学金返済支援」「資格取得支援」「待遇改善支援」の3つの制度を創設し、入所待機児童が発生しないようにするとともに、安定的な保育事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

そして、今回この「移住・定住施策」や「結婚・出産・子育て施策」を進める中で、若い世代を受け入れる住宅施策の1つとして、「移住定住用住宅用地適地調査」を実施いたしたいと考えております。

平成23年10月に町外からの転入を促進し、過疎化の解消と地域の活性化を図る目的で、来迎寺地区において住宅団地「穴水ニュータウン」に8区画の無償分譲を開始し、平成30年1月に6区画を追加し、14区画といたしました。この10年間で14区画中、10区画の分譲がなされ、現在10家族40人の方が居住されており、その内8人のお子様は移住後に誕生されています。

全国的に珍しい画期的な取り組みではありましたが、移住定住施策として十分な効果があったものと確信をいたしております。

今後、「第2の穴水ニュータウン」を含め、若い世代への宅地提供は、今後の穴水町の移住定住施策の上で最も重要な事業の1つになると考えられ、他の移住定住事業とともに、その実現に向けて一歩ずつではありますが、着実に進め、人口減少を少しでも抑制できるように努めてまいりたいと考えております。

その他、当初予算に盛り込めなかった事業であります、「新規産業や起業支援の充実策」として、穴水町小規模事業者応援事業補助金について、コロナ禍における人的接触を回避すべく、新たに電子による決済やWi-Fiなどのデジタル化への取り組みに対し補助率を拡大し、コロナ終息後のインバウンド需要に対応いたしたいと考えております。また「情報発信と受け入れ体制の強化策」として、コロナ終息を見据え、キャッスル真名井のホールの改修、陸上競技場の照明機器の増設、穴水町の魅力をリアルタイムで発信するためのライブカメラを設置するほか、能登長寿大仏のPRを強化し、賑わいの創出を図るため、商品開発やライトアップイベントを拡大いたします。

次に「町民の利便性の向上施策」として、住民票や印鑑証明書等の各種証明書について、コンビニエンスストアにおいても交付できるシステムを導入するほか、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るための専用機器を導入いたします。

そのほか、防災や安全関連のハード事業として、災害時の避難通路でもある「出町跨線橋」の改修、七海・北七海線架橋の建設、穴水消防署の救急自動車の更新をする費用等を計上いたしました。

最後に、「新型コロナウイルス感染症対策」の追加補正についてであります。

ワクチン接種体制確保事業につきましては、医療従事者向けの接種費用のほか、65歳以上の高齢者向け接種券の作成に係る費用などについて、2月に専決処分させていただき、さらに当初予算において、4月以降に接種される方々の接種費用をはじめ、接種体制構築に必要な所要額3,600万円余りを計上いたしました。今回、専属の職員の確保や臨時バスの運行費用、そして64歳以下の町民を対象とした集団接種に係る費用などについて950万円を追加計上いたしました。また、昨年11月臨時会において決議いただきました「学生生活応援事業」について、未だ感染が広がり、経済的に影響を受けている学生に、本年度も引き続き支援をいたしたいと考えております。

以上が、令和3年度当初予算を補う、肉付予算となるべく6月補正予算の考え方と、主な施策の概要であります。

その歳入についてであります。国庫支出金、県支出金、基金繰入金、計1億5,200万円余りと、前年度繰越金3,040万円余に町債9,920万円を充てるもので、特に新型コロナウイルス感染症対策に係る経費につきましては、令和2年度に割り当てられた国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の繰越分として6,888万円を充当いたしました。なお、今後、新型コロナウイルス対応の追加経済対策を含め、コロナウイルス終息後にさらに必要となる事業などについては、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方のご意見をお聞きしながら、次の議会にご提案いたしたいと考えておりますので、何卒、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第30号「令和3年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。議案第34号に提案をしている国民健康保険税率の改正に伴うもので、歳入において医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護納付分の再算定分と一般会計からの

保険基盤安定繰入金の再計算分の計725万3千円を増額し、歳出で医療給付費分納付金について同額計上するものであります。

議案第31号「令和3年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、同じく議案第36号に提案している介護保険料の改正に伴うもので、国、県の補助金及び、一般会計等からの繰入金を増額し、歳出において制度改正に伴う同システムの改修費用として同額の99万円を計上するものであります。

議案第32号「令和3年度水道事業会計補正予算（第1号）」については、一般会計の補正予算に計上した「出町跨線橋架替工事」に伴う水道の橋梁添架管の架替工事の実施設計費用として440万円を計上するものであります。

次に、予算議案以外のものについてご説明いたします。

議案第33号「穴水町手数料条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、9月1日から個人番号の発行に関する事務の主体が地方公共団体システム機構とされたことから、市町村の条例で明記していた手数料の条項を削除するなど所要の改正を行うものであります。

議案第34号「穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、令和2年度国民健康保険運営協議会の答申を受け、資産割課税を廃止することによる保険税率を改正するなど所要の改正を行うものであります。

議案第35号「穴水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」であります。国において法律等の「新型コロナウイルス感染症」の定義根拠が変更されたことに伴い、当該条例における同定義を変更する改正を行うものであります。

議案第36号「穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、令和2年度介護保険運営委員会の答申を受け、第8期介護保険事業計画の計画期間である令和3年度から令和5年度の介護保険料について、令和2年度と同額とするよう改正を行うものであります。

議案第37号「平成31年度穴水町防災情報伝達システム整備工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」は、令和元年度の消費税法の改正及び小又川浸水想定区域の見直しによる親局設置場所の変更に伴う契約金額の増額により、議決内容の一部変更をするものであります。

次に報告、承認案件であります。

報告第3号「令和2年度穴水町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告について」は事業費の確定や決算見込みにより、1億6,200万円余の減額補正となったところであります。

主な内容につきましては、歳入において市町村の実情を考慮し配分される特別交付税で7,100万円余、地方消費税交付金で3,400万円余、固定資産税で1,100万円余を増額し、町債2億7,300万円を減額するもので、歳出においては職員の人件費などを減額し、施設整備基金を2億2,800万円増額計上するものであります。

報告第4号「令和2年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報

告」から報告第7号「令和2年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の報告」までは、各特別会計の事業確定と決算見込みにより、所要の補正を行ったものであります。

次に、予算議案以外のものについてご説明いたします。

報告第8号「穴水町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、令和3年度税制改正に基づき令和3年3月31日に地方税法等が改正され、個人住民税の控除の特例や固定資産税等の負担調整措置などについて所要の改正を行ったものであります。

報告第9号「穴水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、令和3年3月31日に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」が一部改正され、課税の特例の適用期限が令和5年3月31日までとなったことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

いずれも、令和3年3月31日付けで専決処分といたしましたので、なにとぞ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提出案件等をご説明いたしました。令和2年度の出納を閉鎖いたしましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

はじめに一般会計であります。2億3,000万円余りの歳入超過となり、このうち繰越財源を除いた実質収支で2億円余りの黒字決算となる見込みであります。また、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計のいずれも黒字決算となる見込みであります。

次に、病院事業会計であります。「新型コロナウイルス感染症」の影響で医業収益は大きく落込んでおりますが、国からの新型コロナウイルス感染症に係る交付金などにより2億5,500万円余りの黒字決算となる見込みであります。また、水道事業会計につきましても、経常経費の節減効果等により、収益的収支で2,500万円余りの黒字決算となる見込みであります。

以上、各会計の決算見込みの概要につきまして報告をさせていただきましたが、今後、決算書等の調製を行った上で、町監査委員による決算審査を受けた後に、次期定例会に認定案件として提出を予定しております。なお、議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、なにとぞ、慎重審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、町民の皆様におかれましては、1年以上に渡り、ご不自由な日々を送っていることと存じますが、ワクチン接種も順調に進められており、通常に近い生活が送れる日もそう遠くないと思っております。

もうしばらくの我慢であり、「安心安全で健康長寿のまちづくり」を実現し、「移住定住の促進」と「若い世代が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てができる、活気あふれる地域社会の実現」に向けて、町民の皆様とともに、この目標の達成に邁進してまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

て、提案理由の説明といたします。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（吉村光輝）

次に、議員提出議案発議第1号を議題といたします。

これより発議第1号の趣旨説明を求めます。

2番、湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

本日、穴水町議会6月定例会において、穴水町議会会議規則の一部を改正する規則2点について、私、湯口かをるが発議いたしました。

賛成者に小泉一明議員に名を連ねていただいております。

1点目は「議員の欠席の届出」についてであります。

これは、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、特に出産については母性保護の観点から出産に伴う産前・産後の欠席期間を、いずれも8週間と規定するものであります。

2点目は「請願者の記載事項等」についてであります。

これは、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解のうえ、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（吉村光輝）

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が、町監査委員から議会に提出されていますので報告いたします。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による令和3年度（一般財団法人）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業計画書及び予算書が議会に提出されていますので、併せて報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんはそのままお残りください。

(午前10時32分散会)

令和3年第3回穴水町議会6月定例会議録

招 集 年 月 日 令和3年6月15日(火)
招 集 場 所 穴水町議会議場(町情報センター 2階 研修室)
出 席 議 員 (10名) 議長 吉村 光輝 副議長 佐藤 豊
2番 湯口 かをる 7番 伊藤 繁 男
4番 田方 均 8番 小泉 一 明
5番 山本 祐 孝 9番 小坂 孝 純
6番 大中 正 司 10番 浜崎 音 男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石川 宣雄	副 町 長	山岸 春雄
教 育 長	布施 東雄	町 参 事	野見 佳賢
総 務 課 長	北川 人嗣	住 民 課 長	森下 和広
税 務 課 長	中島 秀浩	観 光 交 流 課 長	中瀬 寿人
会 計 課 長	佐藤 栄	地 域 整 備 課 長	吉田 信之
企 画 課 長	宮下 謙二	教 育 委 員 会 長	樋爪 友一
管 理 課 長	小谷 政一	教 務 局 長	菅谷 吉晴
い 健 康 課 長	笹谷 映子	事 務 局 長	菅谷 吉晴
い 健 康 課 長	笹谷 映子	事 務 局 長	菅谷 吉晴
ふ 福 祉 課 長	荒木 秀人	上 下 水 道 課 長	東 重雄

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 主任 木場 早雪 主事補 松本 夏子

◎議事日程

日程第1、一般質問

日程第2、議案等に対する質疑

日程第3、議案等の常任委員会付託

一 般 質 問

◎開議の宣告

(午後1時30分再開)

○議長（吉村光輝）

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。5分前になりましたら呼び鈴で合図いたしますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

1 番 佐 藤 豊 議 員

○議長（吉村光輝）

1番佐藤豊君。

(1番 佐藤 豊 登壇)

○1番（佐藤豊）

1番、佐藤豊です。

通告に基づき質問を致します。一問一答でお願いします。

質問に入る前に少しだけお時間をいただきたいと思います。石川町長には、1月にコロナに感染され長期間の療養のもと、ご回復ご退院おめでとうございませう。これからもお体を大事に町のため全力でがんばっていただきたいと思います。

一方、コロナ第4波では、石川県は危機的な状況となり5月は今までにない感染者が続出し各地でクラスターが発生し医療機関も逼迫状態が続きました。ここ数日はやや落ち着いてはいますが、まだまだ油断を許しません。石川町長は先般、知事と県内首長とのリモート会議でコロナ終息後の地域経済支援を要望されておりました。是非とも疲弊した地域経済の立て直しをお願いしたいと思います。議会としましても今後さらに、さまざまな提案など致した

いと思いますのでご対応いただくようお願いしたいと思います。

なお通告はしておりませんので答弁は直に求めませんが、もし石川町長、感想などございましたらお願いできたらと思います。なければ結構です。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

今、佐藤議員が仰られたとおりコロナもやや終息に向かっております。その原因は、ワクチンが順調に接種が進んでいるというのが1つの大きな要因だと思っています。コロナ終息後には、コロナのために傷んだ町の経済を少しでも回復させるべく我々が努力していかなければならないというふうに思っております。

先日ですね、商工会からのほうからも三たび陳情を受けました。

しかしそのときに、ただ飲食業者や工事業者が困っているからというだけではなく、もう少し我々がはっきりと判断できるような資料の提出を求めました。

それは、業種・業態ごとに商工会加盟業者の中で、どの業者がどの程度の売り上げを占めているのか、あるいは従業員の雇用はどの程度なのか、そういうことを具体的に判断できるような細かい数字を提出していただきたいと申し上げました。

その場では数字が分かりませんので、後ほどまた報告するということで我々が的確な判断ができた時点で検討したいと思います。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

町長、ありがとうございます。それでは質問に入らせていただきます。

1問目は、消防団員の報酬についてお伺いします。

近年は災害が多様化・激甚化する中、地域に密着した消防団には従来の消火・救助活動に加え、避難誘導や避難所運営支援活動等、多様な役割が求められ消防団員一人一人の負担が増加しています。他方、人口の減少、高齢化に伴い団員の確保も大変厳しい状況となっています。統計によりますと、昨年4月1日時点で全国の消防団員数が2年連続1万人以上減少し特に20代の消防団員が10年間で4割減少したとのことでした。

こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠とされ、今年4月13日に総務省、消防庁より各自治体に消防団員の報酬並びに災害時の出動手当の条例見直しを要請しております。それによりますと、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級者等については、市町村において、業務の負荷

や職責等を勘案し均衡のとれた額となるよう定めることとあります。消防団員の処遇と検討委員会の中間報告及び消防庁長官通知では今回の条例見直しは令和4年3月末日までに改正を行い令和4年4月1日より施行することとなっています。当町においては、是非今年度での見直しを行って頂きたいと思いますが如何でしょうか。また、今年4月より、穴水町女性消防団「あすなろ火女組」が結成され活動を開始しました。

あすなろ火女組の処遇を含め是非とも報酬の見直しをお願いしたいと思います。

見直しによる増額分は、今年も消防団の訓練大会が中止となり、練習期間中の費用弁償分で概ね対応できるものと思われませんが町の見解をお伺いします。尚、参考資料として宝達水町以北9市町の現状と当町の増額案を添付しましたのでご参考いただければと思います。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

消防団員の報酬改正についてお答えいたします。

消防団員は、他に本業を持ちながら地域の防災力を支え、住民の生命と安全を守る要となる存在であります。一方で全国的に消防団員の減少に歯止めがかからず、将来の消防力の低下が危惧されております。

このようなことから、総務省消防庁より団員の報酬及び出動手当の改善について、今年度中に条例改正の手続きを進め、来年度からの施行を求める通知がありました。ご存じのように、奥能登2市2町は奥能登広域圏での消防行政並びに消防団の運営管理を行っております。先ほど、佐藤議員の資料にもありましたとおりそれぞれ2市2町の報酬の額に差がございます。したがって今後は、2市2町で協議を進めたうえで、できるだけ格差のないようにしなければならないと思っておりますのでしっかりと、協議を進めるなど、団員の安定的な確保を図る観点からも改正に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

先ほど昨年度は訓練大会が中止となったから、その費用が浮いたからと言いましたけれどもそれは1年きりの事であって、今後改正すれば数年、数十年、それはそれとして消防団として地域を支えている団員に報いるような報酬改正をしていきたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

町長答弁ありがとうございます。

2市2町では能登町さんだけが既に団員の方々3万6,500円、珠洲市さん輪島市さん、穴水町が低い状態にあります。是非ともお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

2点目は、防災行政無線について伺います。

当町での防災無線がアナログからデジタルに移行され今年の3月1日より運用が開始されています。以前のアナログに比べ音質が柔らかくなった分、室内まで音が届きにくくなったように思えます。しかしその部分は宅内受信機でカバーできていますので問題はないかと思っています。

アナログ放送の時はよく、雨風や二重サッシ等のせいで放送が聞こえないというような苦情をお聞きしましたが、デジタルに移行されもっと深刻なご意見を頂きました。

地域によっては屋外の放送設備が無いとの事です。

初めに、この様な不感地域(屋外スピーカー無)が町内では何カ所ほどあるのか、まずお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

防災行政無線についてお答えいたします。

以前のアナログ防災行政無線は、平成8年度から運用が開始されていましたが、老朽化による故障やアナログ電波の使用が総務省より令和4年までとされていたことから、昨年度より2ヶ年にかけてデジタル電波に整備を進めてまいりました。

屋外スピーカーの設置については、平成8年度のアナログ電波整備の時から、沿岸部や河川周辺などの津波・洪水・土砂崩れなどの災害被害の可能性が高い地区を重点的に整備し、その他の家屋が散在していたり災害の危険性の低い17地区については、戸別受信機で対応させて頂いておりました。今回のデジタル化工事につきましても、この17地区につきましても、戸別受信機での対応をさせて頂いたところでございますのでご理解をお願いします。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

個別受信機で17地区ということで先にも申しましたが、デジタルだと音質が柔らかい分(低い)どうしても遠くまで音が届かないのではないかと思います、又前のアナログスピーカーを撤去した所もあり、以前は風向きによっては聞こえていたが、今では全く聞こえないということです。今年何月でしたか、大郷地区で火災がありました。幸いにも大事に至らず済みましたが、その際、大郷地区の住民の皆さんは全く気付かずに、消防車が来てやっと事態を悟ったそうです。

宅内受信機があっても、日中外で仕事をなさってる方には非常事態を把握することが出来

ません。今後の対応をどのようにするのかお尋します。又、工事着工前の調査でこのような場所を把握していなかったのか、もし把握していたのであれば何故取り付けなかったのか、合わせてお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

まず、工事着手前の調査で把握していたか、把握していたのであればなぜ取り付け無かったかについてですが、このことについては、先ほどお答えしたとおり、沿岸部や河川周辺などの災害の危険性の低い地区や、家屋が散在している地区については場所によっては1、2世帯に1箇所の屋外スピーカーが必要となるなど、設置費用対効果についても考慮し、戸別受信機での対応をお願いしてきたものでございます。

屋外で作業をしている方が非常事態を把握できないとのことですが、災害情報の発信方法として、今までの災害情報メールの他、本年3月8日からスマートフォンやタブレット向けに防災行政アプリ「あなみず info」により重要な防災情報等を発信していますので、議員の皆様からも町民の方々に周知をよろしくお願いします。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

今の時代、スマートフォンだけではなく、そういった情報もありますけども、前々からもお年寄りにはなかなかそういった情報が伝わらないのが現実かと思います。そういったところも今後は是非考慮していただきたい、全ての方がそういった方で見れる状況であるならば結構かなと思いますけども、そういった見れない、そういった情報が届かない方も町内においでだと思います。

これは今すぐどうのこうのではなく長い目で、そういったところの検討は是非していただきたいというふうに思いますけども、今後の検討という意味ではいかがでしょうか。

ご答弁いただければと思います。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

個別受信機につきましては平成30年7月の豪雨ですとか、令和元年の東日本台風19号

でしたか、そのような場合には大雨または豪雨によって屋外スピーカーがどれだけ発信しても家屋の中にいたら全然通じないと、ということで今の個別受信機の必要性がすごく増しております。ということで最近の傾向としましては総務省はこの個別受信機を基本的にと言いますか、屋外スピーカーでは本当の重要な災害時では間に合わないということが、実証されてきておりますので、それで今回穴水町におきましても個別受信機を全戸配布ということで取り組んでまいりました。

その他に先ほども言いましたけども今のこのアプリというのは、本当に高齢者の方も最近ではらくらくフォンとかそういったものを持っておられますので、そういった高齢者にもこんなものがあるよということで教えていただき、一般の方への周知が広がって防災に役立つと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

なんとなく分かったような分からんような。なんとか夜間とか早朝とかそういったことで対応できるのかなと思います。以前、人にお聞きしたときに、台風の風が強かったときに、日中ハウスが飛ばされるようなそれぐらいの風が吹いたことがあって、そういったときも全然そういったものがなかったので、ハウスが飛ばされた、というようなことも聞いたことがございます。

なかなか難しいようなことではございましたけども、末永い意味でご検討いただければなと思いますのでよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

◇

2番 湯口 かをる 議員

○議長（吉村光輝）

2番湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

2番湯口かをるでございます。

質問にないことをお話ししたいと思いますが、私たちはいつもマスク着用などのコロナ感染防止対策をしながら生活をしています。

この度近隣の学園で大きなクラスターが発生しました。生徒の皆さんはもとより保護者や

関係各位のご心痛を思い、胸が痛みました。その折に当町職員の皆さんが消毒液やマスク、防護服などの支援物資を届けてくださったということに対しまして、町民のひとりとして心から感謝を申し上げる次第でございます。このことは新聞の記事として掲載されましたので記事を読まれた町外の方からあたたかいメッセージをいただきました。

中日新聞社会面、「穴水町航空石川支援うれしいですね」「穴水大好き」とのメッセージをいただいておりますのでご披露させていただきます。

それでは通告に基づき一問一答で質問をさせていただきますのでお願い致します。

学校教育の今後の構想について4点お尋ね致します。

我が国の0歳～14歳の人口は、2015年には1500万人台に減少し、2046年には1000万人台を割り込むのではないかと推計されている中、政府は、公立小中学校の少人数学級化を巡り約40年ぶりに小学校の1学級の上限人数を40人から35人に引き下げて、全学年を35人とする方針である旨の報道によると、文部科学省は、現在の小学校1年のみが35人で2年から中学校3年は40人となっている上限人数を、2021年度から小学校の上限人数の40人を順次引き下げて、2025年度には小学校1年から6年の35人学級を実現する上限人数を定めた義務教育標準法の改正案を国会に提出しました。

いま世界中の課題となっている新型コロナウイルスの感染防止対策となる教室での密閉、密集、密接の3密を避けることや、子どもにきめ細かく対応したりするために少人数学級を求める声が、教育現場から上がっていたこと等を踏まえたもので、文部科学省は30人学級を目指していたが、今回の少人数学級化は、金額を示さない「事項要求」として、小学校のみを35人学級とする改正義務教育標準法が成立し、中学校については、今後の検討課題とする報道されていました。

先般、当町の町立学校施設整備基本構想計画検討委員会は、児童生徒の減少により2校統合の検討を速やかに進めるべきとの答申書を、石川町長宛に提出されています。

このたびの、文部科学省の35人学級の実現は、感染防止対策や子どもにきめ細かく対応したりするため等、少人数学級を求める教育現場からの声を尊重したものであるとのことであります。先般提出された答申書からは、児童生徒数の減少のみに着目しているように感じ取れます。このたびの国の方針を踏まえて、今後検討することも必要ではないでしょうか。

統合による教育環境の充実だけでなく、先生方の教育現場の多忙化の解消や、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応することができる学校教育と学校生活が、一層充実されなければ統合の目的が果たされたことにはならないと思います。少子化のみを統合の課題とするのではなく、児童生徒にとって統合することの利点と、問題点を十分に検討する必要があると思っておりますが見解をお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

町立学校施設整備基本構想計画を検討するにあたっては、文部科学省から示されております「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、児童生徒数の統計的数値、過去の統合時の検討課題の共有、小規模校のメリット・デメリット、通学手段や通学路の安全対策、学校が有する地域コミュニティ、既存学校施設に対する今後の費用負担等、様々な課題を検討委員会にてご提示し協議をした上で、このたびの答申に至ったものであると認識しております。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。

穴水町の学校再編を振り返りますと穴水校区では、昭和30年に5小学校1分校が、昭和43年、昭和45年、平成7年に3回の統合を経て、穴水小学校となり、向洋校区では、昭和30年の8小学校1分校が昭和40年、平成4年、平成10年、平成12年、平成20年に5回の統合を経て、向洋小学校となりました。また昭和30年に6中学校が、昭和55年、昭和61年、平成19年に3回の統合を経て現在の穴水中学校となっています。

それぞれの学校が建設施工されたのは、穴水小学校が昭和45年、向洋中学校が昭和54年、穴水中学校が昭和60年、鹿波小学校が昭和63年、住吉小学校が平成4年、諸橋小学校が平成7年、兜小学校が平成10年に新校舎となっていますが、7校舎のうち3校舎が平成に新築されています。また穴水小学校は、平成5年に校舎の大規模改修と平成17年に校舎の耐震工事が行われて、学校の長寿命化を図っています。現在3校舎が学校施設となっていますが、他の4校舎の管理責任は町にあります。この先統合となれば、平成4年に新築されたまだ新しい向洋小学校が更に空き校舎となって、社会資本の負の連鎖となっていくことも懸念されます。

全国的に少子化が進み当町も同じ状況にあります。向洋小学校は、平成20年に、少子化による大規模な統合を経験しました。あれから13年余りで再び少子化を課題とする更なる統合の検討が成されています。

行政の大きな政策を地域の皆さんに理解してもらうことは、大変重要なことだと思います。

いつの時代でも地域には子どもがいて、子どもが常に真ん中において、子どもを中心とした子育てや教育がなくなれば、その地域も町もだんだん寂れていってしまうのではないかと思います。

このたびの町立学校施設整備基本構想計画検討委員会の答申書に保護者や地域の皆さん

の意見が十分に反映されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

検討委員会からの答申を受けまして、今後学校施設の在り方について、町総合教育会議を開催し委員の皆様と協議をした上で、保護者や地域の皆様との意見交換の場を設け、ご意見やご要望をお聞きしながら、子ども達にとってより良い教育環境となるよう検討を進めて参りたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。

当町の少子化問題は、平成29年に管理教育棟を新築し創立70周年の伝統を持つ地元穴水高校の存続にも繋がっていく大きな課題でもあります。

先般、同様の課題を持つ奥能登の隣接する市町では、市内の中学生と保護者を対象に、進学に関するアンケートを実施した結果、高校を選ぶ条件として、「学びたいことが学べる」ことを挙げる人が多かったことをふまえて、地元の生徒にも選ばれる教育環境を整えて、進学、就職試験を支援するため公営塾の開設を決めたと報道されておりました。

当町は奥能登でも交通の便が良く、今後の隣接市町の教育の取組次第では、上り方面にも下り方面にも生徒が流出していくことも予測されますが、このことに対する町の考えをお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

今後のまちづくりを考えた時、穴水高校の存続は大変重要であることから、「穴水高校を支援する会」を通じ、様々な支援を行っておりますが、更なる学習支援として難関私立大学への進学者支援を行いたく、必要経費を6月補正に計上させて頂いております。

一方、近隣の飯田高校では、公営塾の開設や生徒の全国募集を検討し、高校の魅力化プロ

プロジェクトが始動するという報道がありました。

穴水高校の魅力アップのためにも、どのようなプロジェクト事業なのか情報収集を行い、必要であれば、プロジェクト事業に関わっている代表の方に、直接お話を聞く機会を設けながら、今後必要策について検討して参ります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。

いま教育行政は、児童生徒数の減少により大きな転換と色々な問題を抱えていると思います。

穴水町の町民顕彰は、唱和される機会が度々ありますので、多くの町民に浸透されているものと思いますが、平成23年度に教育振興基本計画が策定されましたが、「ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり」の基本理念は、保護者や子供に充分浸透されているでしょうか。

教育の方向性の先には、常に結果が求められてくるものと思います。基本理念策定からやがて10年になろうとしています。本町教育の基本理念に沿って、児童生徒が成長して変わってきた部分や、今後の町の教育の方向性についてのご見解を、本町教育の最高責任者である布施教育長にお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

布施教育長。

○教育長（布施東雄）

お答え致します。

町の教育行政につきましては、教育大綱でもあります「穴水町教育振興基本計画」に即し、基本理念である「ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり」を掲げ、具現化するための施策を推進しているところであります。

主要な施策としては、平成26年度に「穴水町ふるさと教育推進事業」を立ち上げ、今日まで継続して事業を推進しているところであります。

本町のふるさと教育は、「地域の自然、歴史、文化、産業、食等を体験や活動を通して学び、ふるさと穴水を愛し、地域とともに歩む心豊かな児童生徒を育成する」ことを目的とし、学校や地域、家庭などが一体となって実施しております。

穴水町には多くの歴史的資産、祭りや食などの伝統文化、新たな産業があります。それらについて、発達段階や教育課程に応じた学習活動の一環として、時にはPTA活動に取り入れるなど、様々な機会を活用して実施しており、現在では、すべての小中学校で1学年1活

動以上のふるさと教育に取り組んでいるところであります。

ふるさと教育は、子どもたちの「心」を育てる活動が中心です。その成果はなかなか目に見える部分で表れにくいところもありますが、子どもたちが地域に出向き交流する中で、地域の方々、地域で働く方々から大切にされ、親切にされることで、子どもたちの中には自己肯定感が育ち、生きる力が生まれます。

本事業の活動下で、子どもたちが見せる表情は本当に素晴らしく、これらひとつひとつの活動が子どもたちの心を豊かに育んでくれていると確信しております。

一方、新たな教育課題としては、GIGAスクール構想の推進、新型コロナウイルス感染症との共生、教職員の多忙化改善策に取り組む必要性が生じていることから、本年度、町の教育振興基本計画の見直しを行い、基本理念を実現するためにも、ふるさと教育の拡充を図りながら、新たな施策を検討して参ります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。

今後のご検討もお聞きできまして安心しております。

ふるさとの未来を担う心豊かな人づくりの基本理念のもとより、成人した皆さんがふるさと穴水に愛着をもって、町の将来を担っていただけることを切望しわたくしの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇

6番 大中 正司 議員

○議長（吉村光輝）

6番大中正司君。

○6番（大中正司）

6番大中正司です。

通告に従い一問一答方式で質問いたします。

まず新型コロナウイルス対策で懸命に従事されている皆様に、敬意を表しますと共に心より感謝を申し上げます。また医療従事者のみならず、役場においてもワクチン接種の調整を所管している「いきいき健康課」では、電話がひっきりなしで大童（おおわらわ）の状態になっていると聞いており、遅くまでの残業や休日出勤までしてご努力されている職員の皆様に

感謝申し上げます。

さて、自治体によってはかなりのバラつきが見られるワクチン接種状況ですが、担当する方々のご努力のおかげで、我が町では医療従事者の方々には既に接種が完了しており、現在は高齢者がいちばん早い方は昨日より2回目の接種を受けているはずであります。

余談ですが、つい先日までは「ワクチン接種の予約出来たかいね」という会話が、高齢者の挨拶代わりになっていましたが、最近では「打ったかいね、何ともなかったけ？」に変わってきて、少なくともワクチン接種に関しての状況は極めて良い方向に向けて加速してきていると感じております。

今朝の北國新聞の記事でも、石川県の1回目の接種率は45.5%で、全国で4位であり、その中で穴水町は76.6%で県内では川北町・珠洲市について3位とのことで、順調な進捗に安堵しております。

そこでワクチン接種の現状と今後の計画についての質問を前もって通告していたのですが、石川町長より議会初日の提案理由の説明の中でその概略を知ることが出来ましたので、この際重複する項目を省いて質問いたします。

まず現状ですが、直近の接種申し込み割合は何%になったのでしょうか。また、ご自分で申し込みのできない方への対応はどのようにされているのでしょうか。更にこれまでの実施に当たっての所感をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

大中議員のワクチンの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

町民の皆様におかれましては、1年以上に渡り、大変ご不自由な生活を送っているかと存じます。

待ちに待ったワクチン接種につきましては、医療従事者や高齢者福祉施設に続き、5月24日から高齢者の個別接種が医療機関で始まり、65歳以上の全ての高齢者約3,900人を対象に実施しております。

現在、約88%の方が予約され、昨日、6月14日現在で、3,026人、率にして76.6%の方が1回目の接種を終了いたしております。なお、自分で申し込みできない方々への対応であります。今後、該当者を把握したうえで、地域包括支援センターが中心となって、民生委員、ケアマネージャーなどのご協力をいただきながら、改めて意思の確認をしてまいりたいと考えております。

感染予防対策の切り札であるワクチン接種は、非常に関心が高く、総合病院を始め、町内の開業医の先生方の全面的なご協力と町民の皆様方の冷静な対応により、大きなトラブルもなく順調に進んでおり、引き続き、医療機関等と連携しながら、スムーズな接種が進められ

るよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

申し込みが88%ということで、残り12%、この方々は接種する意思がないというか、接種する意思表示がなかなかしにくい方々ではないかなと予想致します。町長のご答弁にもありますように、地域包括支援センターを中心としてできるだけ早く対処して接種完了するようにお願い致します。

次に石川町長の進退報道について伺います。

先月22日の読売新聞で「石川町長 引退表明」という見出しの記事が掲載されました。石川町長から以前よりそういったニュアンスの発言もありましたので、報道そのものに特別の驚きはなかったのですが、それをリリースしたのが地元紙ではなく読売新聞であったことに驚きました。そして翌日、今度は北國新聞に「穴水町長 進退慎重に」との見出しの記事が報道され、2度驚かされました。

町長の進退については、後継者の問題も含めて様々な憶測がされておりますが、町にとって重要なリーダーが変わるのかどうかという問題は、北國新聞の見出しの通り慎重に考えていただかなければなりませんし、現在はそれを政局にする時期や状況ではなく、直面する課題解決に全集中して頂かなければならない状況だと考えます。

ところが日をおかずして真逆の内容の記事が報道されたわけでありまして、単に読売新聞記者の早とちりによる誤報なのか、北國新聞の報道はそれに対する修正記事なのかどうかは分かりませんが、いずれにしても何故(なにゆえ)にこのような報道になったのか、石川町長の真意が那邊(なへん)にあるのか、困惑しているのは私だけではないはずで、この間の事情をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

それでは先日報道されました、新聞記事等についての質問でありますがお答えいたしたいと思えます。

過日、某新聞社より「新型コロナウイルス感染症の対応」などについての取材がありました。町として取り組んでいる状況などを説明した後に、感染した自分自身の事も話題となってきたことから、いろいろと雑談的な雰囲気の中で、治療中に思ったことなどを、あるいは一般論としてお話をさせていただいたものであります。しかし残念ながら新聞記事には、私も大変驚きましたが肝心要の新型コロナウイルスの記事が全くなく、私の進退報道だけが

きな記事となっていました。何のための取材だったのかなと思いました。

後発の報道については、そのことの確認取材に対し、現段階では「全く白紙である」旨をお答えしたことによるものと思っております。

大中議員ご指摘のように私に与えられた任期は、来年の2月1日までであります。思いのほか、現在体力も回復しており、今は新型コロナウイルス感染症対策やあるいはそれに伴う経済対策など、様々な課題などに積極的に対応するなど、課せられた職責を果たすために全力を傾注して参りたいと考えておりますので、皆様方のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

町長がおっしゃるように読売新聞の記事を見ますと、新型コロナウイルスへの対応はそこのけで、進退問題がクローズアップされていたというふうに私も見ておりました。

傍聴席にマスコミの方もいらっしゃっているので言うのはばかれますが、マスコミと申しますのは「犬が人間を噛んでもニュースになりませんが、人間が犬を噛むとニュースになる」というふうな笑い話もあるくらいで、そのへんの特性は十分認識したうえで町長もインタビューには対応していただきたいというふうに思います。

最近、町長は日ごとに元気になられて、一時期の弱気な姿勢は全然見られなくなりましたので引き続き頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは3点目、能越ケーブルネットについて伺います。

平成21年4月にケーブルネットテレビ局として「あなみず放送センター」が開局して以来、12年が経過していると思います。

開設当初より能越ケーブルネット(株)へは町から運営支援補助金が毎年支出されておりますが、支援補助金の根拠とこれまでの年間支出金額の経緯を含めてお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

お答えいたします。

穴水町ケーブルテレビ整備事業は、町の面積の多くを山林が占める当町の立地条件下において、山間部の多くが難聴地域であったことから、その解消と情報社会への対応を目的に実施された事業であります。

事業計画時点において、経営形態を模索する中で官民共同での事業実施が望ましいと判断

し公募した結果、能越ケーブルネット(株)の参画が決定し事業に着手したものであります。

事業参画に関する条件提示の段階で、初期運営時の加入者数が厳しい状況が予想されることから、町に対し固定資産税・道路占用料等の免除申請について要望があり協議の結果、固定資産税相当額を支援することとし事業着手したものであります。

年間支出額の経緯は、開業当初は7,053千円の固定資産税相当額を支援補助金として助成し、開業5年後には3,115千円、今年度は1,263千円の支出を予定しており、これまでに38,556千円の支援を行っています。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

確認ですがこの支援金額というのは、固定資産税に相当する部分の支援をする、そういうことですね。

続きまして、北國新聞ニュース放映されることについて伺います。

言うまでもないことですが、穴水チャンネルの番組に北國新聞ニュースが組み込まれること自体は能越ケーブルネットさんの総合的なご判断なので、それに注文を付ける訳ではありません。

私が前々から疑問を感じていたのは北國新聞ニュース関連の費用を能越ケーブルネットに対する支援という名目で町が毎年補助し続けている点であります。この点を昨年の決算委員会において指摘し、宮下企画課長から「検討させていただきます」との答弁をいただきました。

会議録では「検討させていただきます」の一言になっていますが、口頭ではそれに加えてもう一步前向きな答弁だったので、改善されるのではないかなと受け止めましたが、これは私の早合点で、結果として令和3年度も「ケーブルテレビ整備事業」という名目の中に、それを含めて継続して支援補助する予算が計上されました。

本来ならばこれは3月に行われた予算委員会で質疑すべきでありました。議会で承認した議件を今になって質問することを反省しますが、確認の意味で改めてお伺いします。

支援を継続するという判断に至った経緯、すなわち検討された内容と継続の根拠をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

お答えいたします。

北國新聞ニュースの継続視聴については、昨年の決算委員会の折に、私の方から大中議員に今後について検討すると答えさせて頂きました。その後私なりにこのニュース媒体について調査した結果、石川県の18自治体においてケーブルテレビ等で放映されており、能越ケーブル関係では珠洲市・羽咋市・穴水町の3自治体が放映しています。

この放送の視聴率を調べることは加入者が少ない事から困難であると事業者より返答を頂き、個人的に穴水チャンネルを視聴する数人の高齢者に聞き取りを行ったところ、昨今は視力も低下し新聞の活字を読むのも辛くなり、町の情報を放送している穴水チャンネルで近々のニュースや朝刊の解説をお昼の休憩時間に詳しく見聞きできる、大変助かっているとお言葉をいただき、弱者に優しいと言いますかハンデを持たれている方への日々の支援の一環であると判断し、内部で協議し本年度も継続して放送させて頂いております。因みに番組放送料の月額80千円については、全ての自治体が放送事業者に支援金として助成しています。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

確か小松市を除いた18自治体だったふうに記憶しております。18自治体がやっているから、支援しているから、という根拠といいますか発想はいかがなものかなと、みんながしてるから場当たりのな。

それはさておき、私が止めるんじゃないかなと受け取った根拠というのは会議録ではなく録音テープを確認してみたんです。宮下課長の答弁では「今年検討させていただきます」「担当にも中味を聞かせていただき内容も分かってきたので検討材料とさせていただきます」というふうなことであります。

そこで改めて伺いたいのですが、「いろいろな経緯があつてこのようになった」また「中味を聞かせていただき内容も分かってきた」という答弁の「経緯」と「中味あるいは内容」とは何を指しているのでしょうか。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

もちろん私の方からこれまでの支援するに至った経緯、それから北國新聞のニュースを能越ケーブルに流す経緯等を前任者からも聞かせていただいて、調査をさせていただきました。先ほどの答弁で少し答えられませんでした。他の自治体も全てそうなんです。このニュースを始める時に自治体のほうからこのテレビ事業者に対して放送の要請をする覚え書きを

交わしております。ですから、自治体側からケーブルテレビ側に「この放送をしてくださいよ」と、例えば「北國新聞ニュース」それから「まちしたさんさんまる」とかそういうものを放送してくださいという経緯がございました。

ただ、私自身もお昼の時間と言いますか、なかなかニュースを見る機会もなかったものでどれほどの人が聞いているのかなということのを少し調べなくてはいけない、そのような調査をしたいということで、先ほど答えたように視聴率はなかなか難しいので直接聞かせていただきました。

その中で、やはりこういうものを生活のひとつとして聞いている方がおられるということが1番大事だということ判断し、執行部と相談したうえで継続するように決定させていただいたという事であります。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

課長の調査ですか、個人的な聞き取りでその結果「ハンデをもたれている方々への支援の一環として判断した」ということではありますが、個人的な聞き取り結果をもって行政判断を行うということに違和感を感じますがその点はどうなんでしょうか。

それから、石川県内のニュースはNHKとか民放でも朝昼晩どこのチャンネルをひねっても随時放映されておりますので、ことさらそれが不可欠なものではないように感じておりますので、大変助かっているというご感想は妥当性を欠いているのではないかなというふうに私は感じます。この点についてもお聞かせください。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

もちろん大中議員も、このニュースは見ていると思いますが、新聞の内容を取り上げた解説もしております。

ですから、一般のNHKのニュースとかそういうものについては朝刊の解説を取り上げていません。大中議員の判断では、必要じゃないのかなと思うかもしれませんが、先ほど言ったように個人的な調査といいますけども視聴率などは調べられないものでとりあえずということで実施しました。ただ判断する材料のひとつになったものなので、それをもって決定したわけではないと思っています。以上です。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

この問題はまたニュースを見ながら考えさせていただきたいと思います。

次に町立学校施設の整備について伺います。

去る4月16日、町立学校施設整備基本構想計画検討委員会、長い名称なので以下は検討委員会としますが、そこから石川町長に宛てて町の今後の学校施設の在り方についての答申が提出されました。

令和2年7月の第1回検討委員会から本年3月までの8ヶ月余り、回数にして6回にわたって検討を重ねてこられた委員の皆様ならびに事務局のご努力にまずもって敬意を表します。

この間、私は常任委員会や本会議において検討委員会の運営に関して事務局を担当する町教育委員会に対し、かなり辛辣な意見を述べてまいりましたが、これは私なりに子ども達と学校、強いては町の未来を想い、検討委員会の審議に真摯に耳を傾けたがゆえの発言とご理解いただきたいと思います。

さて先日、教育委員会より答申書の写しを入手し、読ませていただきまして答申書の要点は以下になると理解しております。

- ①学校の適正規模については、穴水小学校と向洋小学校の統合が望ましい
- ②学校施設の建て替えについては早急に進めることが望ましい
- ③学校運営については、小中併設、小中一貫校および義務教育学校など、先進事例の研究に努めることを望む

この他2項目、合計5項目の要望があげられており、最後に「町総合教育会議」において具体的な手順・手法・時期の検討を速やかに進めることを望む、とされていきました。

そこで3点質問いたします。まず1点目に、「町総合教育会議」というのは私には初めて耳にする組織名ですが、どのようなメンバーで構成されているのでしょうか。

2点目に、結論を出すまでの作業の中に町民の合意を得る必要があると思いますが、どのような手順で進めて行くお考えでしょうか。

3点目に、石川町長は新聞報道でも「内容を精査して速やかに検討していく」とコメントしていますし、公共施設管理計画の中でも、学校施設については令和7年度を目途に整備を進めるとの答申があったと記憶しますが、その期間の中で少なくとも今年度中の作業として、どこまで検討を進めるお考えでしょうか。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

1点目についてであります、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成27年4月より施行されたことから、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層教育行政の推進を図ることを目的に、総合教育会議が設置されたものであります。

会議の構成員としては、地方公共団体の長、教育長及び全ての教育委員となっております。

2点目についてであります、湯口議員への答弁のとおりであります、検討委員会から頂いた答申書の基で、町総合教育会議を開催し、今後の学校施設の在り方について協議した上で、保護者や地域の皆様との意見交換の場を設け、ご意見やご要望をお聞きしながら、子ども達にとってより良い教育環境となるよう、検討を進めて参りたいと考えております。

3点目についてであります、新たな学校施設を整備するためには、調査から施設整備まで概ね5年程度の期間を要するものと考えております。

まずは、総合教育会議での協議を踏まえ、保護者や地域の皆様からのご意見やご要望をお聞きし、本年度中には基本計画としてとりまとめられるよう検討を進めて参ります。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

一点だけ再質問させてください。

基本計画をとりまとめるということではありますが、基本計画をもう少し分かりやすく説明いただきたいです。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

仮に施設を整備するとなれば基本設計・実施設計等が必要となりますけど、子どもたちの将来推計の人数によって必要となるクラスの数、建物の規模、先ほどもお答えしたとおりどういう学校の形態にするのか、そういうのを基本計画としてとりまとめます。また、他町村の子どもたちへの通学支援というのもございますので、そういった基本計画としてとりまとめた上、基本設計・実施設計に繋げていきたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

それでは今年度中にクラスの数だとか、建物の規模だとか、通学支援の方法だとか、そういったことがまとめられるというふうに理解致します。

それでは最後に公共施設等総合管理計画について伺います。

この計画の大枠は今から4年前の平成29年に策定されたものでありますが、一部大型施設については役場庁舎のように現に着手しているものもあり、また先の質問の学校施設も具体的な検討に入ろうとしております。

このように次のステップとなる個別計画が進められつつある現在、おそらく次に検討の俎上に上がるのは公民館と集会場になるのだらうと推測します。

その他の施設も含めて今後どのように取り組んでいくのか、また時限的な目標が定められているのかについて分かり易くご説明下さい。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

お答え致します。

穴水町の公共施設等の面積は、町民一人当たり面積が12.9㎡あり全国平均の3.22㎡と比較し約4倍の面積を保有していることから、これらの更新費用を縮減するため、保有公共施設量の適正化が求められております。

昨年度から策定を進めてきた、個別施設計画では、財政状況と人口動向による算出から施設削減目標率を算出し、第1期の実施計画期間を令和7年度までとし、公共施設の総量（85,525㎡）を15%削減（12,829㎡）することを目標といたしました。

計画は、対象施設97施設を庁舎などの「行政系施設」、各地区の集会所などの「町民文化系施設」、学校などの「学校教育系施設」等14の系統に分け、それぞれの施設の維持・修繕・更新・統廃合などの基本方針を定め、真に必要な施設とサービスに集中し、限られた財源・資源を効率的に最適化する考えに基づき策定いたしました。

今後、今年度から令和7年度までを第1期、令和17年度までを第2期として、この計画で定めた取り組みが行われます。

議員が想定しておられます、集会所や公民館等の他、学校施設、町営住宅等について、各施設を移譲・統廃合・現状維持・長寿命化の計画方針に基づき実施していきますが、地域住民にとって不都合となる、重大かつ具体的な対策が必要な件の実施にあたっては、対象施設に関連する住民・利用者・各種団体等の調整や合意形成を図りながら実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご協力お願いいたします。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

第1期の令和7年までに総量15%削減というのが数値的な目標であるふうに受け取りました。15%というのはなんとなく軽く感じるかもしれませんが、相当きつい仕事だというふうに理解します。

具体的にどれかなと思いを巡らせれば、頭が痛くなると思いますので大変だとは思いますが、利用者や地元の意向が大きく作用する事案でありますのでくれぐれも遺漏のないように慎重に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉村光輝）

ここで、10分間休憩といたします。

（午後2時51分）

（休憩）

（午後3時再開）

○議長（吉村光輝）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇
7番 伊藤 繁男 議員

○議長（吉村光輝）

7番伊藤繁男君。

（7番 伊藤 繁男 登壇）

○7番（伊藤繁男）

7番伊藤繁男でございます。

私は地球に蔓延する変コロナ禍の中、世界の平和を望み町民の幸福を願い、わが町の発展

に微力ながら尽くして参ります。今日は貴重な一般質問の機会を賜り厚く感謝申し上げます。至らぬ点は、厳粛なる議場にご列席の皆様のご賢察とご寛容の程よろしくお願い致します。

それでは、4項目について全問一括方式で端的・率直に質問或いは提言を致します。執行部に於かれましては、簡潔・的確にご答弁願いたいと思います。

まず、1項目めは教育行政ついてであります。

連続3回目の議場発言です。ご参集の皆さまと共に考えたいと思います。

さて、この教育についてであります。これは実に難しいテーマであります。

まず、私たちは教育原理や教育行政などについてそもそもどの様な知見を持って考えているのかが問題であります。私の場合ペスタロッチやフレーベル、福沢諭吉、藤原正彦などを思い出して考えますが、つくづく「難しいなあ」と感じています。その上最近では、デジタル教科書まで出てくる始末であります。広い意味では文明と教育という問題になりますが、どうなっていくのでしょうか。私たち人類の実験は始まったばかりであります。小手先、指先、目先の操作の時代ですが根本的に決して忘れてならないことは真人間たる学びと修養、即ちカルチャー・教養だと思えますがこれも考えたら限がありません。

ただ、教育というものは大変難しく広く深く真剣に取り組まねばならないものであることを先ず申し上げておきます。

さて先般、町立学校施設整備基本構想計画検討委員会の答申がなされました。

私も充て職的に末席に連なり、私なりの意見と論拠の資料を提出させて頂きました。新聞には大見出し「穴水、2小学校を統合」と報じられました。小見出しもありますがこの報道の影響はかなりのものがあり、それをどの様に考えるかはイメージーションの問題であります。私は委員会の席上、珠洲市の教育委員会の資料を基に保護者説明会及び地区意見交換会の必要性和丁寧な業務の遂行を強く申し上げました。また、住民説明会の無いまま学校施設検討委員会を行っていることに私は大変な違和感を覚え「噂の様なこと」が独り歩きしないかと心配しました。町当局は、決して教育行政を押し付ける様なことをしてはなりません。民主主義に則って行うべきものであります。これは歴史に学んだ人類の英知と言えます。ところが言葉が独り歩きするようなことになってしまいました。

そこで関係者への説明という手順を踏まなかった事についてどの様なお考えだったのか、1点目としてお尋ねいたします。

2点目は、学校教育環境の在り方について町長、教育長、教育委員、構成委員、事務局の知見は十分だったとお考えでしょうか。理解を深める為にどの様なご努力をなされ事前にどの様な視察研修などをされたのでしょうか、ご説明頂きたいと存じます。

視察先として学校施設検討委員会に提案されたのは、小中一貫型とは言え生徒数1,000名を超える金沢市立泉小学校・中学校でした。これは本町の事情を考えた上での適切な視察先とお考えだったのでしょうか。

私は委員としての責任上、慌てて、珠洲市の宝立小中学校、大谷小中学校を視察しましたが、付け焼刃、程度のことでした。

3点目は、教育振興基本計画についてであります。

当該計画の令和4年度からに向けて本年度中の策定が求められているのですが、真剣に取り組んで頂きたいと思います。今はコロナ禍ですが、状況をみて保護者及び地区住民意見交換会を実施されたら如何でしょうか。

特に「向洋小学校は、東部地区の中核施設である」という住民意識があるだろうと思われませんが丁寧にご意見を聴取することが大事であります。現況に於いて向洋小学校の児童数は当面大きく減ることはなく、今まで長年にわたり複式学習を続けて来ました。そういう中で拙速な統合は、くれぐれも慎重を要するものと思われます。とにかく住民のご意向などをよく鑑み、東部地区の振興はとことん図るべきであります。また、この計画期間は長期間であり現時点でも検討課題は一杯あります。

例えば教育環境の在り方や小中一貫型小学校・中学校、複式学級、GIGAスクール、コミュニティスクール、デジタル教育、教科担任制、郷土愛と道徳、平和教育などとあります。それらについて計画策定の委員及び事務局員は、実感を持ってしっかりと理解し、知見を深め、高めて、責務を遂行して頂きたいと思いますが如何でしょうか。

委員会や協議会などは何と言っても事務局がしっかりしないとダメであります。委員会では、メンバーに貴重な意見を出して頂くことが何よりも大切であります。

4点目は、教員の色々なスキルアップに十分なる予算配分をして頂きたいと思います。

実際の所、私は教育現場を見ていませんので実情を知りませんが、おそらくこれだけデジタル端末が学校の中に入り込むと色々な戸惑っている教員もおられるのではないだろうかと推察するのであります。戸惑っているとは口に出しにくいと思いますが、自信を持って事に当たって頂くために先ず学ぶこと、技術を習得することであり、その為に外部講師を招いて、教えて頂くことも必要であります。その場合、費用が掛かりますが国・県の色々な補助制度もあるようなので学校長のご意見も聞き、検討されたら如何でしょうか。

羽咋市教育委員会は、ICT機器を活用した新たな教育指針の策定作業を進めています。本町では、教員同士のネットワークで活用力あるいは指導力の向上を図るのも一案だろうと思います。

5点目は、産学官の連携協議会のような組織の設立についてであります。

先の3月定例議会に於いて穴水高校やIPC、及び穴水創生会議について愚見を申し上げました。そして今も、それらについて寝ても覚めても考えているのであります。

そういう中で中能登町の鹿西高校は、「探究コンソーシアム」を設立したと報じられました。新聞記事を一々読み上げませんが私の愚考につながるものであります。鹿西高校を先進事例にするもよし、IPCを重視するもよし、町がコーディネーター役を発揮して地域の課題解決に向けた意見交換の場を組織されたら如何かと思う次第であります。

6点目は、学校施設整備構想についてであります。

これを課題とした場合、考慮事項や検討事項が広範囲にわたり詳しく申し上げたら時間がないので要点と思われることだけを申し上げます。大枠では、人口ビジョンと公共施

設等総合管理計画と財政計画が大きく関わると思われます。その中で児童生徒数と学級教室数、財政状況などを考察することになります。

例えば、年少人口では2020年500人が、10年先の2030年では300人となり、14歳以下の年ごとでは約21人となります。言わば一学年1教室ということです。この先では、令和9年当たりから全体が変化します。そして、何と言っても人口減少の財政などへの影響は測り知れないのであります。20年先の人口、4,380人、その頃の公共施設等の更新費用は膨大なものになると予想され、天を仰いで呆然といたします。

身近な例として私たちの生活に欠かせない、水道管路を見ますと今後10年間で40年の耐用年数の超過キロ数は70kmとなり、概算70億円となります。現在、毎年7億円の財源手当てが本当は必要とされていると考えた場合、民生面への思い切った予算配分や他の財源のことも考えますと既に町の持続可能な財政運営は危機的状況にあるとも言えるのであります。とにかく、公共施設の更新費用を大きな柱としてしっかり認識しなければなりません。生活上、絶対に必要な上下水道や病院・消防、インフラ整備などは無くすることは出来ない所以であります。そういう中に於いて、学校施設整備の財源を中長期的にどの様にお考えなのかご説明頂きたいと存じ上げます。

以上、教育委員会に於かれましては聡明なるご判断を頂きわが町の進展につながるご所見を承りたく切望する次第で御座います。

2項目めは、共生新事業についてであります。

情報としては皆様、既にご承知のことと存じますが社会福祉法の改正に基づく事業であります。新聞やネット情報をご覧頂ければいいのですが、私なりに注意を喚起させられた点を申し上げます。

近隣市町では輪島市が来年度以降を目指して準備を進めているとのこととあります。輪島市はいつも仕事が早いのでありますが、緊張感と責任感が旺盛なのでしょうか。国が交付金で財政支援するとのことですが介護や障害福祉、困窮者、子ども向けの予算を一本化して分野横断的に社会参加を支援する仕組みとのこととあります。平俗に言えば、先ほど申し上げた「予算を削って回す」という意味であれば本町も速やかに取り組んで交付金の獲得を図るべきであります。「住民や多様な主体が参画し地域を共につくっていく社会」をビジョンとして描き、理念を表すキーワードは、「我がこと、丸ごと」とのこととあります。超過疎化・高齢化のわが町にとっても大変大事な事業であります。

以上、本件について長期的な視点と洞察を以って前向きにご検討され賢明なるご所見を承りたくご期待申し上げる次第であります。

3項目めは、移住者との意見交換会についてであります。

以前に議会では移住者などと意見交換会をしたことがありました。

その時に貴重なご意見を拝聴することが出来ました。執行部に於かれましては移住者のご意見を聞く広聴活動をされたらと思う次第であります。

珠洲市の泉谷市長は以前からこの広聴活動を定例化して積極的に実行されています。

最近、身近に拝見しても情熱的で自信に満ち溢れています。その余徳でしょうか、引き寄せの法則が働いているようで羨ましい業績を上げています。

皆様、ご存知のことと思いますが、東証1部上場企業の医薬品商社のイワキを始め計7社が参加するプロジェクト新事業を展開しています。企業誘致についてわが町も飽くことなき挑戦を続ける必要があります。それと併せてせめて移住者の様な外部人材のご意見を拝聴し、衆知を結集する姿勢が大事であります。そして、必死さの原点は「穴水町を何とかしたい」との想いでないでしょうか。

私たち議員も熱烈なる思いを抱くべきであります。執行部に於かれましては、本件について積極的に検討されてわが町の未来を切り拓くご所見を承りたく熱望する次第で御座います。

4項目めは、農林水産業と事故防止についてであります。

3月の定例議会において、広義の振興策の一環について発言させて頂きました。

その中で稲作の集約営農者に触れましたがその後、諸橋・明千寺に於いて約6町歩ほど営農されていたお方が農機具運搬中、事故に巻き込まれてお亡くなりになりました。ショックです。ここに、心から故人のご冥福を祈りご遺族様に哀悼の意を表します。

私たちは教訓を活かさなければなりません。二度とこのような悲しい事故があってはならないと強く思います。

先ず、我がことと思ひ、力を合わせて事故の防止に努めたいものです。

行政としては出来そうなことを全てやり事故防止を図る必要があるのではないのでしょうか。先の明千寺地区では、一気に6町歩全てが荒地となってしまいました。

J Aおおぞらや各種組合又は部会、その他関係先と協力して、広報から実地対応まで万全を期したいものであります。細かく考えたらこれもきりがありませんが、まだ連絡を取り合っていないのであれば先ずは事故防止の協議会の様なものを立ち上げたらいかがでしょうか。

本件について、何卒博愛なる精神で実状を検証し速やかに善処されます様、愚考申しあげる次第で御座います。

今回は4項目について質問あるいは提言をさせて頂きました。

執行部は何かとご多忙のことと存じ上げますが、真剣にして賢明なるご所見を承ります様、重ねてお願い申し上げます。

以上で舌足らずでございますがお聞き苦しい点などお許し頂きまして、7番伊藤繁男の一般質問を終わります。ご寛大にご清聴頂き誠に有り難うございました。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

1点目の、検討委員会の進め方についてお答え致します。

ご指摘の検討委員会につきましては、学校施設に求められる役割、機能及び政策面からのニーズについて整理し、新たな教育課題に対応できる今後の学校施設の在り方について検討を行い、児童生徒にとってより良い教育環境を提供することを目的に、有識者である委員の皆様と議論を深め、答申を頂いたと認識しております。

今後は、保護者や地域の皆様への意見交換会の場を設け、ご意見やご要望等をお聞きしながら、より良い教育環境となるよう計画の策定に反映させて参りたいと考えております。

2点目の、学校教育環境の在り方についての知見についてお答え致します。

学校施設は、子ども達の学習・生活の場であり、充実した教育活動を存分に展開できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならないと考えます。

教育環境の在り方について検討するにあたり、文部科学省から示されております「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、統計的な数値や、これまでの統合の変遷、小規模校のメリット・デメリット等について提示し議論してきたところであります。また、視察研修につきましては単に児童数が多いだけでなく、現在の教育環境に即した学校施設であることから学習面でどのような工夫がなされているのか等を参考にしたいと考えておりました。

今後は、様々な形態の学校施設を視察研修することは重要であると認識しておりますので、本町の子ども達にとって、どのような形態の学校施設が適切なのか、視察研修を通じて検討して参ります。

3点目の、教育振興基本計画についてお答え致します。

穴水町教育振興基本計画であります。平成24年3月に計画を策定し、基本理念として「ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり」を掲げました。

その後、平成27年4月に「新教育委員会制度」が施行されたことから、平成28年6月に計画の一部を見直し、今日に至っております。一方、石川県におきましては、平成23年に「石川の教育振興基本計画」、平成28年には「第2期石川の教育振興基本計画」を策定し、昨年度、「GIGAスクール構想事業」「新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営」「教職員の多忙化改善」等を今後の重要な施策として掲げ、計画の見直しを行ったところであります。

本町では、県の計画見直しを受け、本年度、町の教育振興基本計画を見直すこととしております。子ども達を取り巻く教育環境は非常に高度化しておりますが、学校での教育、家庭での教育、更には地域での教育を実践し、学校・地域が一体となった取り組みは重要であると認識しております。

教育振興基本計画は町の教育大綱でもありますので、基本理念である「ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり」の具現化に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

4点目の、教員のスキルアップについてお答え致します。

教員の研修体制であります。県教育総合研修センターにて、初任者研修、3年目・6年目の若手教員研修等の「基本研修」、マネジメント力等を高めるための「組織力向上研修」、管理職を対象とした「職務別研修」を、更には、令和2年度より、GIGAスクール対応研修も始まり、教育環境の変化に対応すべく様々な研修が行われているところであります。今後、議員ご提案の件も含めまして、学校長の意見も聞きながら、必要な研修について支援して参ります。

5点目の、産学官の連携協議会の設立についてお答え致します。

先ほどの湯口議員へお答え致しましたが、新聞報道による飯田高校での「高校の魅力化プロジェクト事業」について、興味深い事業でもありますので、町としてどのように関わられるのか、積極的に情報収集しながら、今後の必要策について検討して参ります。

6点目の、学校施設整備構想についてお答え致します。

先ほどの大中議員への答弁のとおりであります。学校施設整備を進めるにあたっては、保護者や地域の皆様のご意見やご要望をお聞きしながら、子ども達にとってより良い教育環境となるよう、基本計画を策定する必要があります。また、新たな学校施設整備には、調査から施設整備まで概ね5年程度を要するものと考えております。

施設整備には、長い期間と多額な費用が必要となることから、インフラ設備を含むその他の施設の更新計画とのバランスや、財政負担の平準化を図りながら、実施を検討して参りたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

2項目めの、共生新事業についてお答え致します。

新たな時代の福祉に対応した地域共生社会の実現のため、社会福祉法の一部を改正する法律が、この4月から施行され制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民の多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創っていく社会を目指した事業が、厚生労働省を中心に各省横断的に実施する新事業がスタートしました。

これまでは、相談支援や参加支援・地域づくりに向けた支援が、それぞれの機関や活動の場で実施されていたものを、一体的に実施することで、相談者への支援につながりやすくなり、課題を抱える住民に対する気づきが生まれる等といった相互作用が生じ、支援の効果がより高まることとなります。

現代社会の中で、誰もが役割を持てる地域社会を構築するためには、多様性の尊重と活躍の場づくりや気かけあう関係性を築き、一人ひとりの暮らしを支え、就労や社会参加の機

会の提供・地域資源の有効活用に加え民間企業による生活支援への参入により、社会・経済活動が一体化し、人と人とのつながりそのものがセーフティネットとなり、目指す地域共生社会の実現が出来るものと考えます。

この事業は地域力の低下に苦しむ我が町においても、新たな地域再生の一翼を担うものと判断し、新年度がスタートした4月中旬に近隣自治体の担当部署に出向き、過疎化に苦しむ奥能登の地域性を逆手に取った事業の創設に向け、事務レベルでの勉強会を実施する中で、これまでの官民共同事業は官が主導し民がサポートするものが多く、事業展開に難があったことから、その壁を取り払った取組により地域再生力の強化を進める事としました。

今後は隣接する自治体において同じ事業を展開し競争するのではなく、それぞれの有利性を活かした施策を共に検討し、あせらず、しかしながら早急な事業実施に向け、官と民が連携し町が進める立地適正化構想の理念を踏襲し、この7月の早い段階で課を横断したプロジェクトチームを編成し調査研究に入らせていただきます。

その後、仮称ではありますが「地域力強化検討会」の中で官民双方の意見をぶつけ合い、より良い共生社会の実現に向けた施策を提案させて頂きたいと思えます。

○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

3項目めの、移住者との意見交換会についてお答えします。

平成31年3月、移住者同士の交流を目的に、町移住定住促進協議会の主催による「移住者交流会」を初めて開催しました。

参加者は、既に本町に移住したご家族6組11名と、これから移住を考えておられる2組5名の計16名で、町移住担当者や地域おこし協力隊らと懇談し、和やかな雰囲気の中、参加者同士の自己紹介をはじめ、近況を話し交流したほか、町での生活や移住後の仕事などについて様々なご意見、ご相談がありました。

閉会后、参加者からは、いろいろな方々と話すことができ穴水町での繋がりが広がって良かった、不安が解消された、今後も継続して開催してほしいとのご意見が大半をしめ、翌年も同様の交流会を企画し、参加者を募っていたところ、新型コロナウイルス感染症が拡大し、やむなく中止したところでもあります。

実際に本町に移住された方からのご意見は、今後の移住施策を検討したり、検証する上でも大変貴重であり、そのような機会を設けることは、議員ご発言のとおり、大変重要であると考えております。

参加者の安全のため、コロナ収束後となりますが、今後も安心して集い、移住者からより多くの声をお聞きしながら、移住先に選んだ「穴水町をみんなで何とかしよう」という機運の醸成に期待し、あらゆる施策のヒントとさせて頂きたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

4項目めの農林水産業と事故防止についてお答え致します。

議員ご指摘の、今年4月1日に発生しました農作業時の痛ましい事故につきましては、農業行政に携わる私たちも大変なショックを受けております。事故の簡単な経緯をご説明致しますと、畦塗りアタッチメントを装着したままのトラクターをトラックの荷台からバックで、下ろしていたところ、足場板が外れて横転したとお聞きしております。トラクターには万が一転倒した場合でも運転手が車体に挟まれない様にフレームが取り付けられていたのですが、事故当時は、折りたたまれたままの状態になっていたようです。

地域整備課では、毎年、春と秋の農繁期前に農作業に対する農業機械の安全操作徹底及び安全意識の高揚を関係者に周知し、事故防止に努めてきたところでございます。

さらに今年の1月に「穴水町農業活性化協議会」の規約を改正し、農作業の安全行動に関する事業を追加し、令和3年度から活動計画を策定しているところでもあります。

加えて、令和元年4月に道路運送車両法が改正されトラクターにロータリー等を装着したままの公道走行が可能となる大型特殊の農耕車限定免許の取得を推奨しており、農作業の安全に繋がるよう期待しているところです。

農業機械の事故の他にも、これからの季節では、農作業中の熱中症も懸念されることから、JAおおぞらや関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、農作業の安全意識の徹底を呼びかけたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

伊藤繁男君。

○7番（伊藤繁男）

樋爪教育委員会事務局長を始め、優秀なる各担当課長には、ご丁寧なるご答弁を頂き、有り難うございました。

聡明なる執行部に於かれましては、公僕を尽くし、「目先にとらわれず長い目で見る長期的、一面的に見ないで多面的に見る総合的、枝葉末節に捉われず根本的に考える」という安岡正篤先生の説諭を心掛けて、わが町の発展にご精励されます様、申し添え、私の一般質問を終わります。誠に有り難うございました。

4番 田方 均 議員

○議長（吉村光輝）

4番田方均君。

○4番（田方均）

4番田方均でございます。

一般質問発言通告書に従いまして一括方式で質問を致します。

ふるさと納税の事業状況等について伺います。

穴水町ふるさと納税の返礼品目は、現在何品目ありますか。主にどの様な品目でしょうか教えてください。ふるさと納税の返礼品目について、ふるさと納税を促進するためにも返礼品目の拡充が必要と思いますが、今後の対応・対策等については是非お聞かせください。

コロナ禍での提案ですが、宿泊施設と観光を鑑み、ふるさと納税の返礼品目に「まいもんまつり」の期間限定で「宿泊券・食事券」にひと工夫した商品を検討されては如何でしょうか。

次に、テレワーク・ワーケーションについてお伺いします。

デジタル通信の高速化から他市町でのテレワークが定着している近況を聞きますが、テレワークやワーケーションが可能な施設やコワーキングスペースの開設等、移住・定住・交流促進対策としての前回取り組みをお願い致したところでございますが、進捗状況をお聞き致します。よろしくお願い致します。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

ふるさと納税の事業実施状況についてお答え致します。

最初に昨年度に当町に寄せられた寄附実績について、報告させていただきます。寄附金総額では69,000千円余、寄附件数は3,898件と、前年度に比べ寄附額では約8,000千円、寄附件数では、約70件の増となっており、これは寄附受付を行うサイトの追加や、当町出身の方から大口のご寄附をいただくことにより増額となったものであります。

次に、当町で採用しております返礼品であります。牡蠣や能登栗、能登ワイン等、町を代表する特産品をはじめ、のと鉄道の運転体験やキャッスル真名井の宿泊券など、さまざまな返礼品をご用意しており、現段階で108品を取り扱わせていただいております。

そのうち令和2年度には、返礼品について職員よりアイデアを募ったところ、さきほど

議員よりご提案いただきました「まいもんまつりの食事券」をはじめ、「農家民宿の宿泊券」など複数の提案があり、提案の中から数件と櫛工芸品やお米の定期便など、多様なニーズにお応えするための、新たな返礼品の採用に加え、既製品のパッケージを増やすなど計 56 品を追加したところであります。

農家民宿の宿泊券につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、採用には至っておりませんが、昨今の田舎暮らしのブームを捉え、今後は、町内での民宿等の宿泊券など新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら関係機関等と協議し、検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、穴水町にゆかりのある方々にふるさと穴水を感じて頂くことや、ふるさと納税を通じた関係人口の拡大を促進するため、関係機関の協力を得て更なる魅力の掘り起こしを行うとともに、返礼品の拡充などにより当町の魅力を発信していきたいと考えております。

次にテレワークやワーケーションの環境整備に関する進捗状況についてお答え致します。

現在穴水町では、町内全域でデジタル通信の高速化に向けた、高度無線環境整備事業が NTT を実施主体として進められ、工事が年明けには完了する予定であり、本年度中に光ファイバーによる高速データ通信サービスが開局されることとなります。これを受けて、テレワークやワーケーションにより日々変化する業務活動に対応すべく、受入可能な施設調査や環境整備を進めており、加えてサテライトオフィス立地可能性調査も同時進行し、新たな形での企業誘致や移住定住に繋げる施策として積極的に進めさせていただきます。

○議長（吉村光輝）

田方均君。

○4 番（田方均）

今後ともよろしくお願ひ致します。

◇

5 番 山本 祐孝 議員

○議長（吉村光輝）

5 番山本祐孝君。

○5 番（山本祐孝）

5 番山本祐孝です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問を致します。

事前に質問を通告致しておりますが、答弁の内容により、関連する事の再質問をすること、答弁者以外の執行部関係者に答弁を求める場合があることを事前に通告致します。また、事前に通告書を提示いたしておりますが、質問内容の趣旨を変えないで、一部表現及び文章の変更・追加のあることを合わせて通告致します。

それでは通告に従いまして順に質問を致します。

1点目は地方公務員法改正に伴う町の対応についてお聞きいたします。

去る6月4日、参議院本会議に於いて、改正地方公務員法が成立致しました。

主な点は定年延長を現行の60歳から65歳に引き上げること、また、それに伴い60歳で役職定年制を実施することです。それにより、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため導入するとあります。

従来では60歳定年後、あらたに再任用職員として採用され、特に管理職は再任用後も管理職として職務をされておられます。しかし、今回の改正地方公務員法では、定年延長と役職定年制がセットであり、従来の再任用管理職は役職を解かれることとなります。このことは民間企業では、多くの企業が採用しています。

そこでお尋ねを致します。

当町に於いては、再任用幹部職員が多く在籍しております。中堅幹部職員研修は毎年、実施され、公務員としての自覚と知識の能力も備わり、安心して次に任せられるものと想像いたしますが、考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

山岸副町長。

○副町長（山岸春雄）

ご質問のとおり、地方公務員法の一部を改正する法律については、今国会に提出され、5月20日に衆議院において、また、6月4日に参議院において可決、成立したところであります。

改正された地方公務員法では、国家公務員法に定める定年を参酌して条例で定めるように規定されており、国家公務員法の定年を65歳と定義する改正が行われたことから、地方公務員においても同様に、65歳を定年とすることを主な内容とする条例の改正を行うこととなります。

ご質問についてであります。現在、本町では、一般行政職のうち、幹部職と言われる課長級及び課長補佐級の職員が34名在籍しておりますが、その内、11名が再任用の職員であります。ご指摘の、中堅職員の研修につきましても、他の職員と同様に、その勤務能率の発揮及び増進のために、様々な研修を重ねてきておりますが、幹部職への登用にあたっては、勤務実績や昇任試験の結果等を踏まえて判断されてきたものと理解をしております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

次に、そのことにより、当町でも来年3月末までに関係する条例改正をする事になると思いますが、関係機関より通達等が当町に来ているのか。また、役職定年制の実施に於いて、役職定年の例外として、公務の運営に支障が生じる場合は1年以内の期間内で延長できる仕組みとありますが、当町には必要無いと考えますが、合わせて考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

山岸副町長。

○副町長（山岸春雄）

お答えいたしますが、現時点では、改正された法律に関する通達等は届いておりませんが、今後、法律の公布や法律で委任されていると思われる、運用に関する制令等の決定後に通達等が発出されるものと思っております。その通達等を受け、各自治体において、関係条例の改正に向けた事務作業を進めていくこととなります。

ご指摘の、役職定年制につきましても法律に従い、国や他の地方自治体との権衡を失わないように考慮した条例を定める必要がありますので、管理職員の任用の特例についても法律を準拠し、条例に明文化する必要があると考えております。なお、条例の整備後においては、任用時点の実情を勘案し、適切な運用に努めていく必要があると認識しております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

今、山岸副町長のほうから答弁いただきましたけども、本日この本会議で当てはまる方もおられますが、庁内において各課長補佐の方ですか、私の見る感じでは副町長が言われるようになりかなり研修もされて優秀な部下も大変おられると思いますのでそれを信じまして、また配慮のほどよろしくお願ひします。

2点目は町立学校の統合問題についてお聞きいたします。

町立学校施設整備基本構想計画検討委員会より、石川町長に答申書が提出されております。いつ頃までに、どういう組織体制で審議して、最終結論はいつ頃までに提示できるのか、考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局（樋爪友一）

お答え致します。

これまでの学校施設整備に関するご質問に対する答弁のとおり繰り返しになりますが、検討委員会から頂いた答申書の基で町総合教育会議を開催し、今後の学校施設の在り方について協議した上で、保護者や地域の皆様との意見交換の場を設け、ご意見やご要望をお聞きしながら、子ども達にとってより良い教育環境となるよう、本年度中には基本計画としてとりまとめられるよう、検討を進めて参ります。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

大中議員の答弁でもありましたけども、穴水町総合教育会議は私も何かと思って、県のホームページで検索しましたら、従来の教育長、教育委員長含めて地方自治法が変わったと確認したんですけども、今は検討委員会で石川町長宛に答申書を出されて、先ほど質疑を聞いておりましたら、また新たに町の総合教育会議で検討されるということを知りました。

先の検討委員会で当然、ソフトもハードも含めて私も3回ほど傍聴しましたが、もうそろそろ結論を出してもいいんじゃないかなと私は感じるんですけども、その辺含めてもう1回答弁いただきたいと思います。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局（樋爪友一）

検討委員会のほうでは、いろんな課題に対して有識者の皆さんといろいろ議論した上で学校施設の方向性について答申をいただきました。

答申の基で、先ほど言いました町の総合教育会議において石川町長のお考えを述べられるんじゃないかなと思っておりますので、そこは私のお答えする範ちゅうではないところのかなと思います。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

局長ありがとうございます。

それでは石川町長大変申し訳ないですが、検討委員会から石川町長に対して答申出たと言うことですが、町長の方から一言感想ありましたらお聞きしたいんですけども。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

検討委員会の方から検討の結果を答申書という形でいただきました。さらさらと目を通してみましたが、特段目新しいといえますか、強烈的な意見もなかったような感じがいたしております。

先ほど伊藤議員の質問でしたか、「もう少し民主的にしろ」とか「地域の住民の意見を聞けとか」色々ございましたが、過去に、諸橋小学校、兜小学校、鹿波小学校、向洋中学校の例をみますと、建設されてから10年で統合されているんです。

したがって、新校舎を建てて10年しか使ってないということになります。非常に無駄というか、残念な結果だと思います。それはなぜそうなったのか、あまりにも地域の意見を聞きすぎたのか、地域のエゴなのか、地域出身の議員のエゴだったのか。そういうことが非常に強く働いた結果なんだろうというふうに思っております。かと言って必ずしも地域の意見を聞くなと言っているわけじゃないんです。

私はよく職員に、いろんな委員会や会議に出るときには、特にもっと相談する上にはですね、「必ず答えを持って参加しろ」という指導をしております。

それはなぜかという、委員会や会議に出るときはいろんな意見が出てくると思うんです。A案B案C案、それが出たときにどうやってまとめるか。まとめる力があればいいんですけども、残念ながらまとめる力が少し足りないこともある。

そうしますと、答えをまとめられないから、委員会や会議そのものはまとまりのないものになってしまうんです。答えが出ないんです。

そういう例は、私は今までに自分の会社を経営した中で多く経験をして参りました。したがって、会議に出るとき、相手に相談をかけるときには、必ず自分の意見を持って答えを持って参加するようにと常に言ってきました。そうしないことにはいつまでたっても答えが出ないんです。せつかく決めたことでも答えがないがしろになってしまうんです。

そういうことを考えますと、あくまでも答申は答申です。私にすれば参考というふうに捉えております。それを十分に参考にはさせていただきますが、その後総合教育会議なりに諮ったうえで決定して参りたいというふうに思っております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

町長分かりました。

次に3点目の法定外公共物「通称：赤道」について、町の見解をお聞きいたします。

町内に多くの赤道が存在しております。この赤道に関しては、国より町に権限移譲されております。公図により場所は特定できますが道幅の定義がありません。

基本的にはその赤道は公の道であり、その地区の町内会や区長会が中心となり、隣接する民有地の地主等と協議をして利活用していることと思います。

仮に赤道を中心としたトラブルが発生した場合は管理者である町としてどのような対応をするのか考えをお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

お答えいたします。

赤道や水路は、法定外公共物と呼ばれており、その多くが農道や農業用水路など地域住民によって作られ地域の日常生活に密着し公共の用に供されていたもので、国有地に分類されていましたが、平成17年に地方分権の推進を図るため、国から市町村に譲与されました。

通常維持管理につきましては、法定外公共物は地域に密着したものであることから、地域で管理を行うのが通例となっております。

ご質問のトラブルとは、赤道や水路の境界の事と思われませんが、管理者である町の対応といたしましては、法務局の公図を見ても実際の境界は確認できないことから、境界を確定したい地区関係者や地権者より境界確定申請をして頂き、町及び隣接地の地権者の立会・協議により境界を確定することになります。

このように、法定外公共物は、利用者である地域の方々が皆で守っていくものであると考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

課長どうもありがとうございました。

以上で5番山本祐孝の質問を終了致します。

○議長（吉村光輝）

以上で一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

ないようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（吉村光輝）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、議案第29号から議案第37号までの議案9件及び報告第3号から報告第9号までの報告7件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第29号から議案第37号までの議案9件及び報告第3号から報告第9号までの報告7件については、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第37号までの議案9件及び報告第3号から報告第9号までの報告7件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これにて本日は散会いたします。

（午後4時6分散会）

令和3年第3回穴水町議会6月定例会議録

招 集 年 月 日 令和3年6月18日(金)
 招 集 場 所 穴水町議会議場(町情報センター 2階 研修室)
 出 席 議 員 (10名) 議長 吉 村 光 輝 副議長 佐 藤 豊
 2番 湯 口 かをる 7番 伊 藤 繁 男
 4番 田 方 均 8番 小 泉 一 明
 5番 山 本 祐 孝 9番 小 坂 孝 純
 6番 大 中 正 司 10番 浜 崎 音 男
 欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	佐 藤 栄	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 事 務 局 局 長	菅 谷 吉 晴
い き 健 康 課 長	笹 谷 映 子	合 合 病 院 院 長	
い き 健 康 課 長	笹 谷 映 子	上 下 水 道 課 長	東 重 雄
い き 健 康 課 長	荒 木 秀 人		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 主任 木場 早雪 主事補 松本 夏子

◎議事日程

- 日程第 1、付託議案等の委員長報告
- 日程第 2、委員長報告に対する質疑
- 日程第 3、討論・採決
- 日程第 4、各常任委員会委員の選任
- 日程第 5、議会運営委員会委員の選任
- 日程第 6、広報編集特別委員会委員の選任
- 日程第 7、諸般の報告
- 日程第 8、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9、閉会中の継続審査及び調査

◎開議の宣告

(午前 10 時 00 分再開)

○議長（吉村光輝）

本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は 10 名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

これより日程に基づき、議案第 29 号から第 37 号までの議案 9 件及び報告第 3 号から第 9 号までの報告 7 件を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（吉村光輝）

総務産業建設常任委員会委員長佐藤豊君。

(総務産業建設常任委員会委員長 佐藤豊 登壇)

○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤豊）

議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託された議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第 29 号は、令和 3 年度穴水町一般会計補正予算第 2 号であります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症に対する地方創生臨時交付金、道路更新防災等対策

や消防防災施設整備に係る補助金のほか、防災安全社会資本整備や強い農業・担い手づくりに関する交付金が主なものであります。

歳出については、移住定住用住宅の適地調査及びバス運行形態見直しに伴う業務委託料、ライブカメラの設置、能登長寿大仏振興に係る事業費のほか、国民保養センター真名井の改修費、シングルペアレントの支援に関する事業費、防災安全社会資本整備や道路更新防災等対策に係る事業費が主なものであります。

議案第37号は、平成31年度に締結した「防災情報伝達システム整備工事請負契約」の議決の一部を変更するものであり、令和2年度一般会計補正予算及び税制改正に基づく税条例等の一部を改正する条例のほか、3件の専決処分の報告がありました。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、新型コロナウイルスワクチン接種に対する巡回バスの運行は効率よく、かつ利便性を考慮すること。

国民保養センター真名井の計画的な管理運営に努めること。

大仏庵の今後の適正な運営・支援体制を検討すること。

シングルペアレント事業対象者の数や実態等の把握に努めること。

小又川法面積栽後の適正管理に努めることなどの意見がありました。

以上、付託されました議案及び報告について、執行部から詳細な説明を聴取し、慎重な審査の後、採決を行ったところ、全会一致をもって、議案については「可決すべきもの」、報告については「承認すべきもの」と決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

教育民生常任委員会委員長伊藤繁男君。

（教育民生常任委員会委員長 伊藤繁男 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（伊藤繁男）

議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託された議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第29号は、令和3年度穴水町一般会計補正予算第2号であります。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金のほか、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費補助が主なものであります。

歳出については、新婚生活から妊娠・出産までのサポート体制に係る事業費、保育士確保のための支援費や地域おこし協力隊に係る人件費・活動費のほか、陸上競技場トラック照明灯の増設、バス運行形態の見直し及び地域福祉計画策定に向けた委託料が主なものであります。

議案第30号ほか2件は、国民健康保険及び介護保険の両特別会計と水道事業会計のいずれも補正予算についてであり、議案第33号ほか3件は、手数料条例・国民健康保険条例・介護保険条例等のそれぞれ一部を改正する条例についてであります。また、報告第3号ほか報告4件は、一般会計及び国民健康保険・公共下水道事業・介護保険・後期高齢者医療のいずれも特別会計補正予算の専決処分についてです。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、町に定着が望める保育士の確保に努めること。

マイナンバーカード交付率向上の方策を検討すること。

今後も様々な分野での移住定住施策を継続すること。

陸上競技場・旧向洋中学校の環境改善に努めることなどの意見がありました。

以上、付託されました議案及び報告について、執行部から詳細な説明を聴取し、慎重な審査の後、採決を行ったところ、全会一致をもって、議案については「可決すべきもの」、報告については「承認すべきもの」と決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（吉村光輝）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

◎委員長報告に対する討論

○議長（吉村光輝）

これより討論を行います。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（吉村光輝）

これより採決を行います。

議案第29号から第37号までの議案9件及び報告第3号から第9号までの報告7件を一括採決いたします。

なお、各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決または承認であります。

お諮りいたします。

議案第29号から第37号までの議案9件及び報告第3号から第9号までの報告7件について、原案どおり可決または承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第29号から第37号までの議案9件及び報告第3号から第9号までの報告7件については、原案どおり可決または承認することに決定いたしました。

次に発議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎各常任委員会委員の選任

○議長（吉村光輝）

次に、各常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務産業建設常任委員会委員に

1番 佐藤 豊 君

5番 山本 祐孝 君

6番 大中 正司 君

8番 小泉 一明 君

10番 浜崎 音男 君

教育民生常任委員会委員に

2番 湯口かをる 君

3番 吉村 光輝

- 4番 田方 均 君
- 7番 伊藤 繁男 君
- 9番 小坂 孝純 君

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（吉村光輝）

次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

- 1番 佐藤 豊 君
- 2番 湯口 かをる君
- 5番 山本 祐孝 君
- 6番 大中 正司 君
- 7番 伊藤 繁男 君

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎広報編集特別委員会委員の選任

○議長（吉村光輝）

次に、広報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

- 1 番 佐藤 豊 君
3 番 吉村 光輝
4 番 田方 均 君
6 番 大中 正司 君

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、広報編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会並びに広報編集特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員長・副委員長を互選するようお願いいたします。

休憩時間は10分間とします。

(午前10時15分)

(休憩)

(午前10時22分再開)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉村光輝）

諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会並びに広報編集特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会

- 委員長 6 番 大中 正司 君
副委員長 5 番 山本 祐孝 君

教育民生常任委員会

委員長 2番 湯口かをる 君

副委員長 7番 伊藤 繁雄 君

議会運営委員会

委員長 7番 伊藤 繁男 君

副委員長 5番 山本 祐孝 君

広報編集特別委員会

委員長 4番 田方 均 君

副委員長 1番 佐藤 豊 君

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員

○議長（吉村光輝）

次に、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に、1番佐藤豊君を指名いたします。

ただ今、議長において指名いたしました、1番佐藤豊君を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、1番佐藤豊君が、「のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員」に当選されました。

ただ今、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員員に当選されました1番佐藤豊君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎閉会中の継続審査及び調査

◇

○議長（吉村光輝）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会にて予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回穴水町議会6月定例会を閉会いたします。

(午前10時26分閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和3年6月18日

議会議長 吉村 光輝

署名議員 大中 正司

署名議員 小泉 一明